

『コニヤ21プラン』  
大湊地区（観光・物流ゾーン）  
完成！



5月1日、古仁屋漁港（大湊地区）の開港により、フェリー、観光船、海上タクシーが集約され、港の景観も変わりました。

今月の主な記事

- せとうち海の駅オープン…………… P 2
- 輝け！U・Iライフ…………… P 3
- お知らせ…………… P 4
- 図書館から…………… P 9
- まちの話題…………… P 10
- 議会だより…………… P 13
- 戸籍の窓…………… P 20

人口のうごき

平成19年5月1日

|     |        |         |
|-----|--------|---------|
| 総人口 | 10,724 | (+ 104) |
| 男   | 5,120  | (+ 57)  |
| 女   | 5,604  | (+ 47)  |
| 世帯数 | 5,595  | (+ 91)  |

カッコ内は前月との比較

発行：瀬戸内町  
瀬戸内町ホームページ

編集：企画課 ☎0997-72-1111  
<http://www.amami-setouchi.org>

# 古仁屋漁港ターミナルビル

## (せとうち海の駅) オープン

物流・情報発信の拠点に

5月1日、古仁屋漁港(大湊地区)の開港式及び「せとうち海の駅」の落成式典が開催されました。

フェリー「あまみ」の入港にあわせて行われた開港式には、地元選出の国・県議会議員をはじめ、水産庁漁港漁場整備部長、県大島支庁長や町内関係機関の代表者ら約130人が参席し、テープカット、くす玉割りに続き、寄港船長(フェリーあまみ、フェリー



開港式でのテープカット

かけろま、定期船せとなみ)への花束贈呈が行われました。

その後、「せとうち海の駅」の落成式が行われ、テープカットの後、参加者はターミナルビル内のふれあい広場や水産加工販売所、袖実演コーナーなどを見学しました。式典の後、農協会館で祝賀会が開かれ、式辞の中で義永町長は「古仁屋港は、奄美大島南部の海の玄関口として、また観光・物流の拠点港として、町の水産・観光業の振興に寄与するものと確信します。海の駅も島内外からの観光客の多様なニーズに答える情報発信基地となることを期待します」と物流・観光ゾーンの整備された古仁屋漁港への熱い期待を寄せました。

その後、来賓祝辞・感謝状贈呈に続き、祝唄や祝舞が披露され、会場は祝賀ムードに包まれていました。



ビル内を見学する参加者

ターミナルビルは、水産庁所管の「強い水産業づくり交付金事業(新漁村コミュニティ基盤整備事業)」を導入して整備され、地域農林水産物の消費拡大や新鮮な魚介類の付加価値向上を図ることにより、生産者の所得向上と経営安定を目指すほか、総合観光案内や船舶離発着施設の機能を兼ね備えた総合交流施設を整備することで、物流と情報発信基地としての拠点づくりを目指し、地域の活性化に寄与することを目的としています。

総面積1506㎡のS造2階建てのビル内には、一階に水産加工品や農林産物の販売所のほか、ふれあい広場、切

符売り場、総合観光案内所が整備されています。



水産加工・販売所(1階)

二階には大島紬の実演・展示コーナーやシーフードレストランのほか写真展示コーナー、水産業支援センター等が設置され、地域の産業振興と町民交流、情報発信の中核施設となることが期待されています。



大島紬実演・展示場(2階)

\*「新漁村コミュニティ基盤整備事業」

地域全体の振興計画に基づき、事業の実施によって、むらづくり推進により漁村の活性化と水産業の振興が図られることを目的とする水産庁所管の事業で、総合交流施設、地域資源活用起業支援施設、地域産物販売・提供施設を兼ね備えることが採択用件。

\*「古仁屋漁港ターミナルビル」施設の概要

- 【建設年度】平成17～18年度
- 【敷地面積】約3700㎡
- 【建築面積】約805㎡  
(延面積1506㎡)
- 【設置主体】瀬戸内町
- 【運営主体】古仁屋漁港ターミナルビル管理組合
- 【建築構造】S造2階
- 【総事業費】5億円
- 【国庫補助金】2億5千万円
- 【起債(借入)】2億2千万円  
百万円
- 【町負担金】2千5百万円



このコーナーでは本町で生き生きと生活し、活躍するUターン、Iターン者をインタビュー形式で紹介いたします。



菱沼秀一朗さん  
(H18年3月に横浜からIターン。手安在住)。

**問** 転職そして移住を考えたのはなぜですか？

**答** 仕事一色の人生ではなく、豊富な自然が身近にある環境の中で自分らしい生活をした、必要のない刺激(ストレス)がたまりそのリセット(解消)を繰り返す生活ではなく、食習慣や生活習慣において良質の刺激を能動的に受け入れる生活をした、そのためには、仕事や生活スタイル全体を変える必要があると

感じていました。

そんなときに家内の実家(蘇刈)に帰省し、たまたま役場でIターン施策としての新規就農支援事業があることを知り、実家での農業の手伝いの経験もあったこと、農業大学を卒業していたことなどから、賛否両論ありましたが、Iターンすることを夫婦で決断しました。

**問** 瀬戸内町についての印象は？

**答** 古仁屋市街地は映画館がないくらいで、都会とそう変わりませんが、古仁屋と周辺地域とはだいぶ違いますね。私の田舎も山と海に囲まれていたので、生活にはそれほど違和感はありませんが、地域にはそれぞれの慣習・文化が残っていて、人と人みんながどこかで繋がっていて、いわゆる「結い」の精神と言うんですか。かつてどこにでもあった古き良き日本、懐かしい日本の姿が残っていますね。

**問** 現在ほどのようなことに取り組んでいますか。

**答** 現在は嘉鉄の町営施設で、

新規就農研修の一環でパッションフルーツ栽培に奮闘中です。4月に入ってからは人工受粉に追われ、まもなく初の収穫時期を迎えようとしています。夜は学習塾講師として、中学生に数学や理科を教えています。昨年末から3月までの受験シーズンは集中講座などで忙しく働きました。また、4月からは保健福祉課の保健予防事業関係のお手伝いもしています。



余念のない受粉作業

**問** 奄美での生活にも溶け込んで、幅広く活躍されていますが、瀬戸内町そして町民に望むことは何ですか。

**答** 都会ではモラルの低下が著しく、健全で安全な生活も困難になっていますが、瀬戸内にはまだ道徳観とか良き伝

統が残っていると思います。パソコンや携帯電話などの情報機器の普及で便利になった一方で、世の中が目まぐるしく変化し、新しい道具や考え方がどんどん入ってきますが、瀬戸内町にあつてはそれらをただ受け入れるだけの「地方の都市」にはなっていないかと思えます。



夜は子供たちに講義

新しいもの(考え方)は取捨選択し、失われつつある大切なもの(文化・伝統)を見極めて後世のために確実に伝承していつて欲しいと思います。

例えば、鳥唄の歌詞や八月踊りの意味や由来(背景)を理解し、おじいちゃん・おばあちゃんの世代から孫たちの世代へと受け継ぐことで、子供たちにとって本当の意味で

生きた宝になるのではないかと思います。それ故に、各種行事の意義を伝えてゆくことなど、伝統文化を子供たちに継承する環境づくりは大人が率先して取り組むべき急務であると思います。道徳や風習の伝承を通じて、世代を超えた交流をすることが、現代社会の問題解決の糸口に繋がるのではないかと考えています。

**問** これまでの経験を踏まえ、今後やりたいこと(将来の夢)は何ですか？

**答** 移住前は、厚生労働省の技官として成田空港で輸入食品の審査をしていました。JICA(独立行政法人)国際協力機構)の主催する医療協力の一環で、厚労省から食品衛生に関するシステムのIT専門家としてマレーシアに派遣されたこともありました。

今後、農業に励みながらパッションフルーツを含めた熱帯作物の栽培技術を習得したら、栽培技術の移転というかたちで、JICAシニアボランティアのような海外貢献をもう一度したいですね。現在は日常生活に追われていますが……(笑)。



## 奄美群島の振興開発に係る意見募集及びアンケート調査への協力について

### 意見募集について

県では、今後の奄美群島の振興開発の方向等を明らかにするため、奄美群島振興開発総合調査を実施しています。調査にあたっては、より多くの皆様の御意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

テーマは、

①奄美群島の魅力

②奄美群島の将来なっつてほしい姿

③奄美群島の振興・発展のために必要なこと

などのほか、どのようなことでも結構です。皆様の自由な御意見をお寄せください。

### 【応募方法】

はがき、封書、FAX、県ホームページの電子メールなど

### 【応募期限】

平成19年7月31日（火）必着

### 【その他】

お寄せいただいた御意見については、ホームページ等で紹介する場合があります。匿名をご希望の方は、その旨をお書き添えくださるようお願いいたします。

### 【応募・問い合わせ先】

鹿児島県企画部離島振興課  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話（099）286-2450（直通）  
FAX（099）286-5531  
県ホームページ  
<http://www.pref.kagoshima.jp>

### アンケート調査について

県では、奄美群島の振興開発総合調査の一環として群島在住者等を対象にアンケート調査を実施いたします。6月初旬に、あらかじめ無作為抽出により選定させていただきます。

いただいた対象者あてに調査票を送付いたしますので、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

役場企画課企画開発係  
電話（72）111-2072  
FAX（72）112-0720  
鹿児島県大島支庁総務企画課  
〒894-8501  
奄美市名瀬永田町17-3  
電話（0997）571-7218（直通）  
FAX（0997）571-7219

## 職業訓練指導員 免許（48時間）講習について

職業訓練指導員（職業訓練において訓練を担当する者）として必要な能力を付与する

ため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施されるもので、講習修了後に県知事に申請することで、職業訓練指導員免許を受けることができます。

### 期日

平成19年7月31日・8月1日・2日・7日・8日・9日の6日間（9時～17時）

### 場所

鹿児島県人材育成センター（霧島市国分中央3-44-36）

### 受講資格

- ①技能検定（国家試験）の1級・単一等級合格者
- ②職業能力開発校修了者で6年～10年の実務経験者
- ③学校教育法による免許職種に関する学科を修めた者で、大学卒者2年、短大・高专卒者4年、高专者7年の実務経験のある者

### 受付期間

平成19年6月4日～15日

### 定員・30名

### 受講料・13,300円

詳細は、鹿児島県職業能力開発協会【（099）226-3240】までお問い合わせ下さい。

## 放送大学10月 入学生募集

放送大学はテレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学びたい、生涯学習に興味があるなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成19年10月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますのでお気軽にお問い合わせください。

### ○募集学生の種類

- ～教養学部
- ～科目履修生（6ヶ月在学）
- ～選科履修生（1年間在学）
- ～全科履修生（4年以上在学）
- ～学位取得を目指す
- ～大学院
- ～修士科生（6ヶ月在学）
- ～修士選科生（1年間在学）

### ○受付期間

平成19年6月15日～8月15日

### 【問い合わせ／願書請求先】

放送大学鹿児島学習センター  
電話（099）239-3881  
<http://www.u-air.ac.jp>

## 鹿児島運輸支局からのお知らせとお願い！

次の行為は法律に違反することをご存じですか？①自家用車にて人を運び、金品を受け取ること→違反②貨物運送事業者が、荷物と一緒に人を運ぶこと→違反③運転代行業者が、代行車に人を乗せて運ぶこと→違反 平成19年4月16日に下記の違反が発生しています。

1. 処分者 町内在住の男性2名
2. 違反内容 道路運送法第78条第違反  
(自家用車による有償旅客運送行為)
3. 処分内容 車両の使用停止処分(40日)

自家用自動車(白・黄ナンバー)または貨物自動車運送事業用自動車(緑・黒ナンバー)の車両を使用し、有償で旅客(人)を運送することは、道路運送法により禁止されています。

皆様におかれましては、上記車両をバス・タクシー代わりに利用しないようお願いいたします。

九州運輸局鹿児島運輸支局

## 平成19年度自衛官等募集案内

| 募集種目 |           | 資格                                       | 受付期間                      | 試験期日                                     |
|------|-----------|--|---------------------------|--|
| 大卒等  | 幹候補生      | 一般・技術<br>20歳以上26歳未満の者<br>(22歳未満の者は大卒見込含) | 4月1日～5月11日                | 1次5月19・20日<br>2次6月19～21日                 |
|      |           | 歯科・薬剤<br>専門の大卒(見込含)<br>20歳以上30歳未満の者      | 4月1日～5月11日                | 1次5月19日<br>2次6月19～21日                    |
|      | 貸費学生      | 技術<br>大学の理学部、工学部の3・4年次又は大学院修士課程在学        | 12月上旬～20年1月中旬             | 20年2月上旬                                  |
| 高卒等  | 防衛校生      | 推薦<br>高卒(見込含)21歳未満の者<br>(高等学校長の推薦等が必要)   | 9月5日～9月7日<br>※1           | 9月23・24日                                 |
|      |           | 一般<br>高卒(見込含)21歳未満の者<br>(自衛官は23歳未満)      | 9月7日～9月28日<br>※1          | 1次11月10・11日<br>2次12月11～14日               |
|      | 防衛医科大学校学生 | 高卒(見込含)<br>21歳未満の者                       | 9月7日～9月28日<br>※1          | 1次11月3・4日<br>2次12月5～7日                   |
|      | 航空学生      | 高卒(見込含)<br>21歳未満の者                       | 8月1日～9月7日<br>※1           | 1次9月22日<br>2次10月13～18日<br>3次11月11日～12月7日 |
|      | 看護学生      | 高卒(見込含)<br>24歳未満の者                       | 9月7日～9月28日<br>※1          | 1次10月14日<br>2次11月17・18日                  |
|      | 一般曹候補生    | 18歳以上27歳未満の者                             | 8月1日～9月7日<br>※1           | 1次9月17日<br>2次10月5～12日                    |
|      | 2等陸・海・空士  | 男子                                       | 18歳以上27歳未満の者              | 年間を通じて行っています。<br>※1                      |
| 女子   |           | (8月採用)<br>18歳以上27歳未満の者                   | 最寄りの地方協会本部に<br>お問い合わせ下さい。 | 受付時にお知らせします。<br>※2                       |
|      |           | (3・4月採用)<br>18歳以上27歳未満の者                 | 8月1日～9月7日<br>※1           | 9月24・25日                                 |
| 中卒   | 自衛隊生徒     | 中卒(見込含)17歳未満の男子                          | 11月1日～20年1月8日<br>※1       | 1次20年1月12日<br>2次20年1月25～28日              |

(注) ※1 平成20年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校前期課程終了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、上表にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施します。

※2 平成20年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、原則として平成19年9月16日以降に行いません。

その他、詳細については、それぞれの募集要項又は自衛隊地方協力本部で確認してください。

◎問い合わせ先 自衛隊奄美大島駐在員事務所  
役場総務課消防防災係

☎0997-53-9103  
☎72-1111(内線178)

# 守って！ 電波のルール

－ 6月1日から10日までは電波利用保護旬間です－

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するなど、暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活を脅かしています。

○不法な無線局の開設または運用――1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○不法電波による公共無線通信の妨害――5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には認証マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

－ 問い合わせ先－

■九州総合通信局 <http://www.kbt.go.jp/>

- 不法無線局、混信・妨害・・・☎：096-368-8656
- 受信障害（テレビ・ラジオ）・・・☎：096-326-7873
- 電波利用料・・・☎：096-326-7805
- その他行政相談・・・☎：096-326-7819

電波のことなら  
九州総合通信局へ



デンパ君

## 第8回特別弔慰金に しよう

戦死者・戦没者の第8回特別弔慰金（平成18～28年度）の請求受付を行っておりますが、請求期限が平成20年3月31日までとなっており、まだ手続きをされていない方は十分にご注意ください。

また、請求されました方については、現在、県・国において審査が行われていますが、この一連の作業には、かなりの時間を要しますので、請求してまだ債券を受領されていない方については、事情をご理解の上もうしばらくお待ち下さるようお願いいたします。

なお平成19年5月1日現在において、国債は平成17年11月までに申請された方に届いております。

### 【問合せ先】

保健福祉課保健福祉係  
担当 信島・平瀬

☎09977211068

## ねんきん コーナー

国民年金保険料の免除申請について

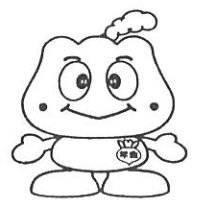
経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除申請が承認されると、承認期間は保険料納付義務が法的に免除されます。

保険料免除には、一定の要件に該当すると納付義務が免除される法定免除と本人からの申告により納付義務が免除される申請免除の2種類があります。

法定免除は、次に掲げる事項に該当する場合に、届け出によりその期間は保険料が免除されます。

- 障害基礎年金の受給者、被用者年金各法の傷害年金受給者及びその他政令で定め障害給付の受給者
- 生活保護法による生活扶助を受けている者



年金キャラクター  
「もくもく」

○国立及び国立以外のハンセン治療養所、国立脊髄療養所、国立保養所及び厚生労働大臣が指定する施設に入所している者

申請免除は、保険料の全額が免除される全額免除と保険料の一部が免除される一部免除があります。全額免除・一部免除のいずれに該当するかは、本人、配偶者及び世帯主の前年所得（平成19年4月分～6月分の申請については、前々年の所得）で決まります。

なお、一部免除に該当しても、減額された保険料を納付しない場合は、未納となります。申請免除の受付期間は平成18年7月分～平成19年6月分は平成19年7月まで、平成19年7月～平成20年6月分は平成19年7月～平成20年7月までとなっています。

### 【お問合せ先】

町民課国民年金係又は奄美大島社会保険事務所

# 台風災害等に備え防災対策をしっかりと!

台風や豪雨の襲来は、予測できるからと安易に考えてはいけません。今までにも、私たちに何度も大きな災害をもたらしています。普段から、防災対策について確認しておきましょう。

## ポイント

- 屋根、窓ガラス、外壁にひび割れはないか点検する。
- ラジオやテレビなどで、気象情報にはくれぐれも注意を。
- 鉢植えや物干し竿などは室内へ。○飲料水や食料の確保を。
- 町の防災無線をよく聞く。○停電に備えて、懐中電灯やラジオの準備点検を。

## こんな前ぶれには注意を!

### 斜面崩壊 (がけくずれ)

- がけに亀裂がはいる
- がけから水がわいてくる
- 小石がパラパラと落ちてくる

### 地すべり

- 地面にひび割れができる
- 陥没や隆起が生じる

### 土石流

- 山鳴りやドンという音
- 川の水が急激に減り始める

# 避難予定場所…地域別避難場所は次のとおりです

台風や豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、がけくずれ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合は、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心がけましょう。

| 地区     | No. | 避難場所      | 避難地域     | 地区    | No. | 避難場所   | 避難地域 |
|--------|-----|-----------|----------|-------|-----|--------|------|
| 旧古仁屋地区 | 1   | 嘉徳集会所     | 嘉徳       | 旧実久地区 | 30  | 実久分館   | 実久   |
|        | 2   | 節子分館      | 節子       |       | 31  | 芝分館    | 芝    |
|        | 3   | 網野子分館     | 網野子      |       | 32  | 薩川分館   | 薩川   |
|        | 4   | 勝浦分館      | 勝浦       |       | 33  | 木慈分館   | 木慈   |
|        | 5   | 阿木名分館     | 阿木名      |       | 34  | 三浦分館   | 三浦   |
|        | 6   | 伊須集会所     | 伊須       |       | 35  | 俵分館    | 俵    |
|        | 7   | 蘇刈分館      | 蘇刈       |       | 36  | 瀬相分館   | 瀬相   |
|        | 8   | 嘉鉄分館      | 嘉鉄       |       | 37  | 嘉入分館   | 嘉入   |
|        | 9   | 清水分館      | 清水       |       | 38  | 須子茂分館  | 須子茂  |
|        | 10  | 手安分館      | 手安       |       | 39  | 阿多地分館  | 阿多地  |
|        | 11  | 久根津分館     | 久根津      |       | 40  | 西阿室分館  | 西阿室  |
|        | 12  | 油井分館      | 油井       |       | 41  | 瀬武分館   | 瀬武   |
|        | 13  | 阿鉄分館      | 阿鉄       |       | 42  | 武名分館   | 武名   |
|        | 14  | 小名瀬集会所    | 小名瀬      |       | 43  | 知之浦集会所 | 知之浦  |
| 市街地区   | 15  | 瀬戸内町中央公民館 | 船津       | 旧鎮西地区 | 44  | 与路分館   | 与路   |
|        | 16  | 寿老園       | 瀬久井      |       | 45  | 池地分館   | 池地   |
|        | 17  | 奄美の園      | 芦瀬       |       | 46  | 請阿室分館  | 請阿室  |
|        | 18  | 瀬久井集会所    | 瀬久井      |       | 47  | 花富分館   | 花富   |
|        | 19  | 古仁屋小学校    | 春日・松江・宮前 |       | 48  | 加計呂麻園  | 伊子茂  |
|        | 20  | 古仁屋中学校    | 船津・松江    |       | 49  | 於斉分館   | 於斉   |
|        | 21  | 県立古仁屋高等学校 | 大湊前・高丘手  |       | 50  | 押角分館   | 押角   |
|        | 22  | 高丘集会所     | 高丘       |       | 51  | 勝能分館   | 勝能   |
| 旧西方地区  | 23  | 阿室釜集会所    | 阿室釜      |       | 52  | 諸数分館   | 諸数   |
|        | 24  | 篠川分館      | 篠川       |       | 53  | 秋徳分館   | 秋徳   |
|        | 25  | 古志分館      | 古志       |       | 54  | 野見山分館  | 野見山  |
|        | 26  | 久慈分館      | 久慈       |       | 55  | 諸鈍分館   | 諸鈍   |
|        | 27  | 花天分館      | 花天       |       | 56  | 生間集会所  | 生間   |
|        | 28  | 管鈍分館      | 管鈍       |       | 57  | 渡連分館   | 渡連   |
|        | 29  | 西古見分館     | 西古見      |       | 58  | 安脚場分館  | 安脚場  |
|        |     |           | 59       | 徳浜分館  | 徳浜  |        |      |

## ◎ 6月は環境月間です。環境を大切にしましょう。

6月5日は環境基本法により「環境の日」と定められ、環境省では毎年6月の1か月間を「環境月間」とし、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民の参加と協力のもとに環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施することとしています。町民の皆様におかれましても、「環境の日」及び「環境月間」の趣旨を御理解いただき、各家庭においても環境問題に取り組みましょう。

エコチャレンジ！できることから始めよう。

### 電気、水、燃料の10%削減にチャレンジ！

- ・冷房温度は28℃、暖房温度は20℃を目安に設定しよう。
- ・使用しないOA機器や照明などの電源はこまめに切りましょう。
- ・アイドリング・ストップを実践しよう。
- ・通勤や買い物、レジャーなどではできるだけ公共交通機関を活用しよう。

### 廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ！

- ・買い物はマイバッグを持参して行いましょう。
- ・簡易包装したものや詰め替えのできる商品を購入しましょう。

### 川や海、自然環境の保全にチャレンジ！

- ・流し台のごみは、こまめに取り除きましょう。
- ・食用油などは水に流さないようにしましょう。
- ・キャンプなど野外に出かけた時には、ごみは持ち帰りましょう。

## ◎使い終わったカセットボンベやスプレー缶の出し方を守りましょう！

4月にごみ収集作業中、収集車内部でカセットボンベやスプレー缶が原因と見られる火災が発生しました。中身が入ったままのカセットボンベやスプレー缶をそのままごみとして出されますと、ごみ収集車への積み込み作業中に火災が発生することがあります。場合によっては人命に関わる重大事故につながる恐れがあるため、これらを排出する際には次のことを厳守してください。

- 必ず最後まで使い切り、中身がカラである事を確認してください。  
噴射口から「シュー」という音がなくなるまで出し切りましょう。
- 缶に穴をあけてから出してください。

## ◎「わが家のグリーン日記」参加家庭を募集しています。

今日、私たちの日常生活や事業活動を通じて排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球温暖化が急速に進んでいます。

そこで、家庭における地球温暖化防止に向けた取組の普及啓発を図るために、7月から9月までの3か月間、「わが家のグリーン日記（環境家計簿）」を活用して、電気・ガス・水道水・車の燃料の使用量をチェックしながら省資源・省エネルギーに取り組む家庭を募集しています。

### 【募集内容】

- (1) 募集対象：県内居住で2人世帯以上の家庭、200家庭
- (2) 募集締切：平成19年6月15日（金）
- (3) 応募方法：申込用紙に必要事項を記載し、FAX、メール、郵送により  
鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターへ応募する。  
(申込用紙は役場2階生活環境課窓口を用意してあります)

※詳しい募集内容につきましては、申込用紙に記載されています。

6月は「サンゴ保護月間」です。

奄美群島サンゴ礁保全対策協議会では6月を『サンゴ保護月間』と定め、奄美群島全体で産卵前のオニヒトデを一齐に駆除します。本町でも期間中、委託事業や瀬戸内漁業集落によるオニヒトデ買い取り事業など様々な取り組みを行います。「集落前の海岸にオニヒトデがたくさん見られる」といった情報がありましたらご連絡下さい。

### 【連絡先】

商水観光課水産係  
担当 元村、川畑

☎0997721114





# 図書館からのお知らせ

町立図書館から移動図書館車『かけはし号』が  
2週間ごとに、各学校や集落を巡回しています。  
「となりのトトロ」の音楽が、『かけはし号』の合図です。

## ～～『かけはし号』利用案内～～

### 【本を借りるとき】

- ★利用者カードが必要です。初めての方は、『かけはし号』カウンターで申し込み手続きをしてください。利用者カードは、本館でも同じように利用できます。
- ★本・雑誌・CDなどの資料は、『かけはし号』・本館での利用も合わせて、全部で5点まで（内CDは3点まで、中学生以上）借りることができます。
- ★貸出期間は、次の巡回日までです。

### 【本を返すとき】

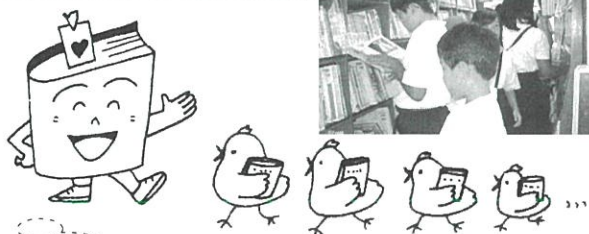
- ★『かけはし号』・本館で返却できます。図書館玄関横の返却ポスト、また役場1階正面階段横の返却ポストもご利用ください。

### 【その他】

- ★積載冊数に限りがあります。読みたい本が『かけはし号』にないときは、お気軽に申し出てください。本館にあれば、次回巡回日にお届けします。本館になければリクエストすることができます。
  - ★学校の授業やその他、すぐに資料が必要なときは、前日までに図書館へご連絡くだされば、お届けすることができます。
  - ★本の案内・相談や調べごとのお手伝いをします。
- ※※ 運行時間、駐車場所など、詳細は、  
図書館までおたずねください。  
(Tel: 0997-72-3799)



『かけはし号』  
利用の様子



お気軽に  
お立ち寄りください。

## 「あまみ子どもライブラリー おはなし会」のご案内

～～赤ちゃんへ向けての  
おはなし会がはじまりました～～

「あまみ子どもライブラリーおはなし会」では前半は0～2歳児の親子、後半は3歳児以上の親子を対象にプログラムを組んでおり、赤ちゃんから楽しむことができます。

親子で、またおじいちゃん、おばあちゃんも一緒にご参加ください。お待ちしております。



次回の予定は 7月14日(土)です。

『奄美自然・文化インストラクター養成塾 受講者募集!』

奄美ミュージアム  
人材育成事業

○目的

奄美の「宝」である貴重な自然や奄美固有の文化などに自信と誇りを持ち、奄美へ訪れる観光客などに対し奄美の良さを伝えてもらう人材を養成することを目的とします。

○受講対象者

どなたでも受講可能です。また、転勤でいらした方々は、この機会に奄美・瀬戸内を知るきっかけにしてください。

○講座内容

奄美の自然、歴史・文化、産業等に詳しい講師を招き、講義を受けたり、体験学習をします。

(受講費：無料)

ただし、実習・体験講座時に実費程度の負担の可能性あり

○日程

第1回 7月11日(水)

※ 以下、受講希望者に対して、詳しい講座内容及び募集要項を案内いたします。

\*原則、講座は、七月以降の第二水曜日の午後六時半から体験講座があるときは、第二日曜日の午前中に講座を、午後からはフィールドワーク(マップ作成、自然観察)等を行う予定です。

締切：6月29日(金)まで申し込みの受付を行います。

直接持参またはファックス(72-1120)にてお申込みください。

○事業主体

奄美群島広域事務組合

【お問い合わせ先】

役場企画企画開発係

TEL 72-1112



「なごみ坂」  
石碑完成

富山丸遺族会が建立

4月12日、香川県富山丸遺族会(増田泰彦会長)一行22人が参列する中、森山公園登り口に建立された「なごみ坂」石碑完成の除幕式が行われました。



「なごみ坂」石碑除幕式

石碑は、富山丸沈没(昭和19年6月)による犠牲者の冥福を祈るとともに、訪れる人

に平和と幸福をもたらして欲しいとの願いを込めて、富山丸遺族会が建立したもので、素材には、光沢のある最高級銘石とされる香川県産の庵治石(あじいし)が用いられています。

石碑には「なごみ坂」建立の趣旨として次のような碑文が刻まれています。

南の海で眠る数方の英霊は永遠に煌めく星となり訪れる人に幸をもたらずでしょう



\*富山丸と古仁屋供養塔  
第2次世界大戦において4千人余の将兵と軍需物資を載せ沖繩守護に向かう途中、徳之島沖で敵艦の魚雷により瞬時に沈没、3千8百人余が犠牲になりました。犠牲者の安眠と平和を祈念し、救援にあたった古仁屋町民の功績を後世に伝えるよすがとしたいとの願いを込めて、昭和60年、「聖域の杜」森山公園に古仁屋供養塔が建立されました。

「浜下れ」の日

天候に恵まれ浜を満喫

4月19日(旧暦3月3日)、伝統行事の「浜下れ」が行われ、晴天に恵まれた今年は、町内各地の海岸が多くの家族連れで賑わっていました。

奄美の伝統行事らしく小・中学校は午前授業のみ、午後は休校となり、浜辺で手作り弁当をおいしく食べた後、初泳ぎや潮干狩りなど、それぞれに海を満喫する姿が見られました。



家族連れで賑わうヤドリ浜

## 公民館講座 合同開講式

各種講座に757人



受講生多数が参加した開講式

4月22日、瀬戸内町中央公民館で平成19年度中央公民館講座合同開講式が行われました

た。今年は習い事から趣味にいたるまで多岐にわたる32の講座が開設され、受講生は小学生から高齢者にいたるまで757人になりました。

受講生を代表して有園誠さんは「共に学び高め合い、地域づくりに寄与したい。夫婦で三味線を学び、子供たちと一緒に発表会で披露できるようにになりたい」と抱負を語っていました。

各種講座のほかに28の自主グループにも566人が参加、全体で1300人余の町民が公民館での生涯学習活動に参加することになりました。

## 地球方位盤を 設置贈呈

瀬戸内ライオンズクラブ  
創立40周年記念

5月1日の古仁屋漁港ターミナルビル（せとうち海の駅）のオープンに合わせ、創立40周年を迎える瀬戸内ライオンズクラブ（町田重孝会長）は、ターミナルビル横、フェリー発着場前に地球方位盤を設置贈呈しました。

方位盤には瀬戸内から見た

全世界各地の方位と距離が刻まれており、世界への情報発信基地としての「せとうち海の駅」となることを祈念して設置されました。



方位盤を囲むライオンズクラブ

## 芝集會施設完成

全国から祝賀に参集



郷友会も参加した祝賀会

5月4日、芝集落（豊島良夫区長、62世帯、人口94人）の公民館新築落成式典と落成祝賀会が行われました。

同施設は、地域コミュニティ拠点整備事業により建設され、総工費はおよそ5800万円。床面積150㎡の建物内には、ステージや放送室のほか、宿泊可能な和室、調理室、シャワー室、男女別のトイレも整備され、地域住民の民生の安定確保のほか、生涯学習・文化活動の拠点として有効利用されることが期待されます。

連休期間中に行われたため祝賀会には、地元住民のほか、全国の郷友会の関係者も多数出席し、完成を祝いました。

## 第17回 「わんぱく相撲奄美場所 in 瀬戸内大会」開催

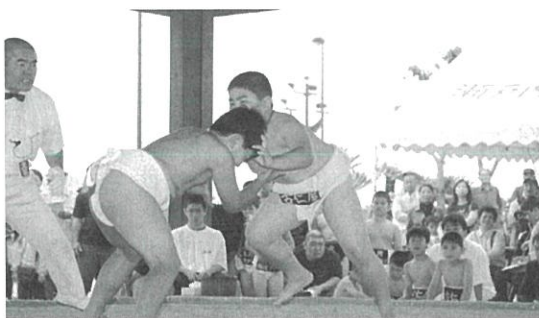
大湊緑地公園相撲場  
こけら落とし

5月5日、（社）奄美大島青年会議所（藤井愛一郎理事長）主催による第17回「わんぱく相撲奄美場所」が、大湊

緑地公園相撲場で開催されました。

全国大会の予選も兼ねる本大会には、奄美大島本島のほか喜界島や徳之島、沖永良部島からも小学生約150人が参加、日頃の練習の成果を競いました。

本大会は、ターミナルビル横に整備された相撲場での初開催となるこけら落としでもあり、会場には多くの観客が詰めかけ熱い声援を送っていました。



気合いに満ちたわんぱく相撲

個人戦6年生の部で優勝した篠川小学校の川畑明生君は、7月29日両国国技館で行われる全国大会への出場資格を得ました。

## 県議会議長に 金子氏再選

〈続投で2期目〉

5月9日の臨時鹿児島県議会において、本町出身で大島群区選出の金子万寿夫議員が議長に再選されました。



2期目をむかえる  
金子県議会議長

金子議員（60）は平成3年に県議会議員に初当選し、現在が5期目、議長は平成17年3月から今年4月まで務めており、連続して2期目の議長就任となります。

再選された金子議長は「県民の期待をしっかりと受け止め、政務調査費の透明化や政策立案能力の向上など、県議会の改革に全力で取り組みたい」と抱負を語りました。

今後わが町の誇りとして県政の発展に尽力され、活躍されることを期待します。

## 高丘・船津保育所で フッ素洗口

〈衛生期間を前に〉

5月11日と14日、高丘・船津保育所で町保健師の協力を得てフッ素洗口を開始しました。6月4日から10日までの

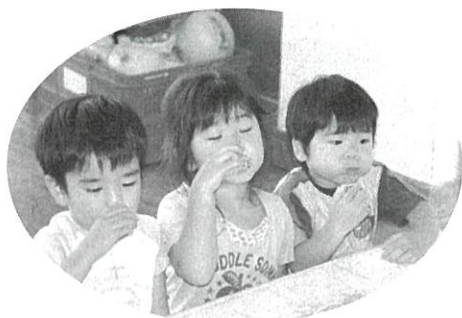
「歯の衛生週間」を前に、3歳以上の園児たちに対し、日頃からむし歯予防に取り組んでもらう目的で行っているもので、平成14年から実施されています。

園児たちも昼食、歯磨きの後、先生の指導に従って元気に洗口していました。

歯の健康は体の健康にも繋がりが、日々の少しの心がけで



元気に従う園児たち（高丘保育所）



3歳児も仲良く参加（船津保育所）

かなり予防できることから、今後も両保育所において、昼食後に毎日フッ素洗口を実行し、虫歯予防の習慣化に取り組むこととしています。

### 6月4日〜10日は 「歯の衛生週間」です！

#### 【歯周病とむし歯予防のポイント】

- 1 よく噛んで食べる
- 2 栄養バランスのとれた食事
- 3 間食は時間を決めて
- 4 禁煙しよう
- 5 規則正しい生活を心がける
- 6 正しい歯磨きをマスターする
- 7 かかりつけ歯科医をみつつける
- 8 定期検診を受ける

## 宇山正先生町医 で赴任

〈へき地診療所長に〉

4月からへき地診療所長に町医として宇山正（うやまだし）先生（57歳）が赴任されました。

先生はこれまで医学部卒業後30年余りにわたり、大学での先端医療・研究に従事してこれ、平成9年からは地域の中核病院の管理者として地域医療に従事され、住民が安心できる医療の提供に努めてこられました。

5年ほど前から、学生時代から考えていた「医師の後半人生は医療受診の困難な地域の方のためにこれまでの経験を活かして、へき地医療に貢献したい。」という



へき地診療所長の宇山正先生

#### 【プロフィール】

香川県出身（57歳）。徳島大学医学部卒業後、同大医学部附属病院、高松赤十字病院副部長、徳島大学医学部外科学助教授を歴任後、香川県立津田病院院長を務め、4月からへき地診療所長に就任。専門は外科、呼吸器科。

思いが強まっていました。そんなときに、インターネットで本町の町医募集の広告に触れたのをきっかけに就任が決定しました。

これにより、へき地診療所は医師3名体制が確立され、より充実した巡回診療サービスの提供が可能になりました。また、先生は呼吸器のほか、プライマリケアや救急医療にも携わってこれたため、へき地医療の様々なニーズにも十分対応できるサービスの受給が可能になることが期待されます。

先生も「これまでの大学病院勤務等の経験を活かし、瀬戸内に骨を埋めるつもりで、医療の充実、町民の健康・安全・安心の確保に努めたい」と意気込みを語っていました。

# 議会だより

## 平成19年第1回瀬戸内町議会定例会

### ◆ 議案等の議決結果

| 議案番号   | 件名   | 議決結果 | 議決年月日   |
|--------|--|------|---------|
| 議案第3号  | 平成18年度瀬戸内町一般会計補正予算(第4号)について                    | 原案可決 | 19.3.7  |
| 議案第4号  | 平成18年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第4号)について              | 〃    | 〃       |
| 議案第5号  | 平成18年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について                | 〃    | 〃       |
| 議案第6号  | 平成18年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について              | 〃    | 〃       |
| 議案第7号  | 平成18年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算(第4号)について              | 〃    | 〃       |
| 議案第8号  | 平成18年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について              | 〃    | 〃       |
| 議案第9号  | 平成18年度瀬戸内町水道事業会計補正予算(第3号)について                  | 〃    | 〃       |
| 議案第10号 | 平成18年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について            | 〃    | 〃       |
| 議案第11号 | 平成18年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算(第2号)について            | 〃    | 〃       |
| 議案第23号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について      | 〃    | 19.3.8  |
| 議案第24号 | 瀬戸内町職員定数条例の一部改正について                            | 〃    | 〃       |
| 議案第25号 | 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について                       | 〃    | 〃       |
| 議案第26号 | 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について                      | 〃    | 〃       |
| 議案第27号 | 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について               | 〃    | 〃       |
| 議案第28号 | 瀬戸内町手数料条例の一部改正について                             | 〃    | 〃       |
| 議案第29号 | 瀬戸内町火葬場設置及び管理に関する条例の一部改正について                   | 〃    | 〃       |
| 議案第30号 | 瀬戸内町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について                 | 〃    | 〃       |
| 議案第31号 | 瀬戸内町要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について                    | 〃    | 〃       |
| 議案第32号 | 瀬戸内町次世代育成支援対策地域協議会設置条例の制定について                  | 〃    | 〃       |
| 議案第33号 | 瀬戸内町ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について               | 〃    | 〃       |
| 議案第36号 | 瀬戸内町青少年育成基金条例の制定について                           | 〃    | 〃       |
| 議案第37号 | 瀬戸内町家徳「ムンユスイ」館の設置及び管理に関する条例の一部改正について           | 〃    | 〃       |
| 議案第38号 | 瀬戸内町文化財保護審議会条例の一部改正について                        | 〃    | 〃       |
| 議案第39号 | 瀬戸内町簡易水道設置条例の一部改正について                          | 〃    | 〃       |
| 議案第41号 | 大島地区消防組規約の変更について                               | 〃    | 〃       |
| 議案第42号 | 奄美群島広域事務組規約の変更について                             | 〃    | 〃       |
| 議案第43号 | 瀬戸内町及び奄美市の境界の決定について                            | 〃    | 〃       |
| 議案第44号 | 奄美大島地区介護保険一部事務組規約の変更について                       | 〃    | 〃       |
| 議案第12号 | 平成19年度瀬戸内町一般会計予算について                           | 〃    | 19.3.23 |
| 議案第13号 | 平成19年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について                     | 〃    | 〃       |
| 議案第14号 | 平成19年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について                     | 〃    | 〃       |
| 議案第15号 | 平成19年度瀬戸内町老人保健特別会計予算について                       | 〃    | 〃       |
| 議案第16号 | 平成19年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について                       | 〃    | 〃       |
| 議案第17号 | 平成19年度瀬戸内町と畜場事業特別会計予算について                      | 〃    | 〃       |
| 議案第18号 | 平成19年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について                     | 〃    | 〃       |
| 議案第19号 | 平成19年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について                   | 〃    | 〃       |
| 議案第20号 | 平成19年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について                   | 〃    | 〃       |
| 議案第21号 | 平成19年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について                     | 〃    | 〃       |
| 議案第22号 | 平成19年度瀬戸内町水道事業会計予算について                         | 〃    | 〃       |
| 議案第53号 | 平成18年度18災林道災害復旧事業宇検中央2号線1号箇所建設工事請負変更契約の締結について  | 〃    | 19.3.14 |
| 議案第34号 | 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の制定について      | 〃    | 19.3.23 |
| 議案第35号 | 瀬戸内町駐車場条例の制定について                               | 〃    | 〃       |
| 議案第45号 | 瀬戸内町公の施設に係る指定管理者の指定について(古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」) | 〃    | 〃       |
| 議案第46号 | 瀬戸内町公の施設に係る指定管理者の指定について(瀬戸内駐車場)                | 〃    | 〃       |
| 議案第40号 | 監査員の選任について                                     | 〃    | 〃       |

|        |   |      |           |
|--------|---|------|-----------|
| 議案第47号 | 公有水面埋立について                                    | 可 決  | 19. 3. 23 |
| 議案第48号 | 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正について                        | 原案可決 | 〃         |
| 議案第49号 | 瀬戸内町副町長定数条例の制定について                            | 〃    | 〃         |
| 議案第50号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                          | 〃    | 〃         |
| 議案第51号 | 瀬戸内町古仁屋港上屋施設の設置及び管理に関する条例の制定について              | 〃    | 〃         |
| 議案第52号 | 奄美自治会館管理組合規約の変更について                           | 〃    | 〃         |
| 議案第54号 | 平成18年度瀬戸内町一般会計補正予算（第5号）について                   | 〃    | 〃         |
| 議案第55号 | 平成18年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について             | 〃    | 〃         |
| 議案第56号 | 平成18年度18災林道災害復旧事業宇検中央2号線1号箇所建設工事請負変更契約の締結について | 可 決  | 〃         |
| 議案第57号 | 大島農業共済事務組合規約の変更について                           | 原案可決 | 〃         |

### ◆ 陳 情

|       |                  |     |
|-------|------------------|-----|
| 陳情第3号 | 医師・看護師不足対策に関する陳情 | 採 択 |
| 陳情第6号 | 日豪EPA交渉に関する陳情    | 採 択 |

### ◆ 意 見 書

|  |      |
|--|------|
| 日豪EPA交渉に関する意見書<br>(提出先) 農林水産大臣・財務大臣・外務大臣・経済産業大臣                | 原案可決 |
| 医師・看護師の増員を求める意見書<br>(提出先) 内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・総務・郵政民営化大臣・文部科学大臣 | 原案可決 |

# 平成19年第1回議会定例会 (一般質問)

## 一般質問

1月定例会では、6人の議員が質問しました。

## 清原博和 議員

議員 町民の暮らしと福祉について



定率減税の廃止に伴って、十九年度本町では、三千百六十二人の人々が、住民税だけでも二千五百九十四万二千円の増税になります。所得税から住民税に税源が移譲され、所得二百万円以下の低所得者は住民税の税率が五%から十

%にフラット化され二重の増税になります。これがいわゆる小泉構造改革を継承した安倍自公内閣の町民いじめの政治です。本町では、住民税納税者三千四百七十一人の八割二千八百七十一人の人々が住民税の増税対象者に該当します。

一・十八年度課税ベースで住民税別人数、増税額を示されたい。

**町長** 税源移譲によって影響を受ける住民税別人数は、住民税率三%が(二千五百五人)住民税八%が(七百六十六人)、計二千八百二十一人が影響を受けると想定されます。また、増税の見込み額(対前年度比)は、計一億五千三百三十八万円と試算されます。

**議員** 二・住民税の増税で自動的に国民健康保険税、介護保険料、公営住宅家賃、保育料も値上げ増税になります。それぞれ

項目別件数、増税額、値上げ額を示されたい。

**町長** 住民税増税による値上げ等による影響額についてであります。国保税、介護保険料については、所得額によって算定されますので、住民税の増税による影響額は無いものと考えます。

**議員** 三・十八年度課税ベースで、十九年度町民の給与、年金、営業、農業等々の各所得の総額を示されたい。

**町長** 十八年度、課税ベースによる各所得の総額についてであります。給与所得の総額七十三億四千八百三十五万五千円、営業所得三億二千六百七十八万三千円、農業所得千九百九十九万五千円、年金所得二十二億四千四百二十万五千円となっております。

## 議員

四・国の悪政から町民の暮らしや福祉の増進をはかるのが地方公共団体の役割です。国保税、介護保険料、公営住宅家賃、保育料、手数料等々の値下げで、町民の暮らしを守ることが経済活性化につながります。国保税、保険料、使用料、手数料等の値下げを断行すべし、見解を示されたい。

## 町長

国保税・介護保険料の値下げについては、国保会計の多額の赤字額からみても、歳入と給付のバランスが大きく崩れ、住民サービスに支障を来すことが危惧される状況になっております。国保税の受益者負担分の増額や徴収率の向上、また、医療費の抑制対策等様々な角度より、検討努力を重ね歳入と給付のバランスを調整し、国保事業の安定推進を図らなければならぬことが喫緊の課題と考えています。その他の使用料、手数料、家賃等についても値下げを行うこと等については検討しておりません。

公営住宅家賃は、入居者の所得及び公営住宅の立地条

件・規模・建設時からの経過年数等によって算定されます。したがって、質問の住民税の増税に伴う家賃増はありません。なお、公営住宅家賃は、公営住宅法及び公営住宅施行規則による定めにより算出しているものでありますので、町独自の家賃設定することはできません。

住民税の税率アップに伴う保育料の影響額につきましては、本年度については、影響はないものと考えております。次年度以降町民税非課税世帯が均等割額世帯へ移行となりますと、月額六千円、年間七万二千円の増額になります。

保育料につきましては、町独自の徴収基準額により軽減措置を行っているところであります。現在の町財政状況にあつては、これ以上の軽減については難しいものと思っております。

## 議員

退職金について

本年六月、三期で町長は勇退を決議された。今期四年間で千三百六十二万円の退職金が支給されます。町民感情と

してあまりにも高額な退職金ではないか。二十％減額条例の制定、一部返納あつてしかるべし、見解を示されたい。

## 町長

本町は、県内四十三市町村及び四十の一部事務組合で構成する鹿児島市町村職員退職手当組合に加入しており、特別職・一般職員の退職手当については、当該組合の条例に規定されている割合に基づいて当該組合から支給されるものであります。

町長の平成十八年四月一日現在の割合で算定した場合の退職手当の額は、当該組合に加入している首長の中で最も低いものとなっております。

## 議員

ターミナルビル建設と指定管理者制度について

平成十七年十二月議会で基本計画の見直し要求、平成十八年三月議会にて事業計画が見直され縮小した。再度の見直し要求で議会も紛糾、しかし計画は見直されることなく現在に至った。五月開所というのですが、指定管理者の指定、設置及び管理に関する

条例に基づく指定管理者基本書を示されたい。基本協定書が締結されていないのに、運営委託料千五百万円の予算が計上されている。見解を示されたい。

## 町長

指定管理者の指定、設置及び管理に関する条例に基づく指定管理者基本書の提示につきましては、施設の概要・管理業務の範囲及び内容・管理の基準などを事細かに記した「業務仕様書」「業務水準書」を策定し、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則による諸手続きを進めてきたところであります。また、基本協定書と運営委託料の予算計上の取り扱いにつきましては、本町条例「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則」においては、議会の議決を経て指定管理者としての指定を受けた後に協定書の締結を行うこととなっており、予算につきましても協定書締結（契約）の根拠となるものですので、予算上程をさせていただきますというところであります。

## 鎌田愛人 議員

議員 スポーツ合宿誘致について

本町独自のスポーツ合宿誘致に向けての取り組みについて伺います。



## 町長

スポーツ合宿誘致については、現在庁舎内検討委員会（企画課・商水観光課・社会教育課）を設置し誘致に向けて取り組んでいるところであります。しかしながら他市町村と比較して、陸上施設等の設備が充実しておらず、誘致が進んでいないのが現状であります。施設の問題等から誘致できる競技が限られておりますので、受入できる競技から推進することが必要であると考えています。（相撲・バトミントン等）

奄美市の方では奄美スポー

ツアイルランド協会が設立されスポーツ合宿の誘致に力を入れていきます。瀬戸内町としても自然環境に恵まれたスポーツで癒しの恩恵を受けられるような施策を考えるべきではないかと思えます。例えば、施設の充実度においては、奄美市に比べ足りない面がありますが、競技の練習は奄美市を中心に実施し、そこでの肉体的・精神的疲れを瀬戸内町にある自然を生かした、心と体の癒しを目的としたものを充実させ奄美市と連携をとり進めていくのも方策だと考えます。これからもスポーツ合宿誘致に各種団体等とも連携をとり、対応策を進めて参りたいと思えます。

**議員** 鹿児島県職員独身寮（清水地区）の有効活用について

清水地区にある、鹿児島県職員独身寮は、現在、未使用の状況にあるが、これを活用し、スポーツ合宿の宿泊所として、又はその他の瀬戸内町活性化対策のために有効活用できないのか伺います。

**町長** 県の瀬戸内事務所の方に照会しましたところ、清水地区の職員独身寮につきましては、平成十八年四月から入居者も無く、未使用の状況となっております。現在、名瀬から五名の方が通勤されており、又、共働きの夫婦も二世帯ほどおられるとのことでありますが、今後、人事異動等により入居される方が出て来る可能性もあり、受け入れ側としては入居可能状態で確保しておかなければならないということでありました。

しかしながら、県は現在、行政改革を推進しており、各出先機関についても廃止、統合を図る等の案が示されています。このようなことから、将来入居者も無く未使用状態が続くことが想定できれば、スポーツ合宿の宿泊施設あるいは、町内外の体験学習宿泊施設等として、有効活用が出来るよう県に働きかけて参りたいと考えています。

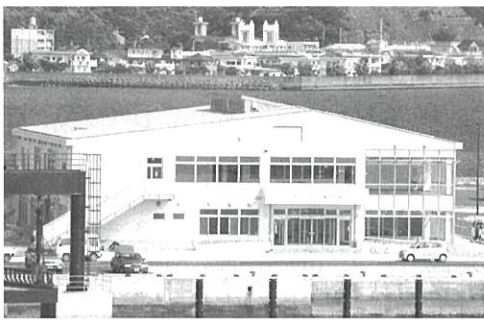
## 平岡和治 議員

**議員** 行財政改革

仮称「海の駅」（ターミナルビル）の民間力につながるメリットについて



**町長** 民営による管理費用と町直営による管理費用を比較した場合、人件費等を含めて千八百万円程度の経費削減が見込まれること、更に雇用確保の面では、常勤・非常勤（パート等）含めて十一名の新規雇用が見込まれること等が挙げられます。



古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」

**議員** 伊子茂港待合所の民間力につながるメリットについて

**町長** 伊子茂港待合所については、今年度中に町営「せとなみ」を与路・請島住民のコンセンサスを得て、伊子茂航路の開設を目指してまいりたいと考えているところでありますが、この定期船接岸が可能となれば、メリットとしまして、与路・請島住民が遠く古仁屋でも福祉、医療サービスが受けられる。又、待合所に地元人の雇用を図り、特産品コーナーを設け、観光客等への展示・販売も計画し、今後三島民の交流と観光客等の循環が高まることで、地域住民に対する民間活力の向上が図られるのではないかと思っております。

**議員** 行財政改革十九年度の方針として、将来世代に責任を持った財政運営を行うため、「町行財政改革大綱・実施計画」、「集中改革プラン」に沿って確実にスピード感を持って改革を推進しますとあ

ります。そこで次の点についてお尋ねします。  
十九年度「集中改革プラン」の具体的計画について

① 類似事業の統廃合について

**町長** 今後においても継続して事務事業の見直しを行って参ります。

**議員** ② 十九年度新規事業について

**町長** 平成十九年度の新規事業として主なものをお答えいたしますと、介護予防・介護支援対策として庁舎内に地域包括支援センターを設置いたします。また、地元商店街の経営環境改善を図るため、拠点施設として老朽化した商工会館の建設を推進いたします。さらに、高度な救急措置を実施することが可能になる高規格救急車を購入し、高度医療救急体制の強化を図って参ります。

**議員** ③ 組織機構の再編について



**町長** 主な内容につきまして  
は

①総務課文書広報係の文書事務を人事行政係に、広報事務を企画課情報政策係にそれぞれ統合します。(二係削減)

②生活環境課の衛生係と環境対策係を統合します。(一係削減)

③介護保険法第百十五条の三十九の規定に基づき、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センターを新たに設置します。(二係増)

**議員** ④中央公民館指定管理者制度導入について

**町長** 中央公民館の指定管理者制度導入につきましては、公民館施設が社会教育・生涯学習の充実と町民の教養・文化の向上を図るための拠点でありますので、その設置理念に基づき管理運営が出来る団体であること、町民へのサービスが低下することがないよう慎重に進めて参りたいと考えております。

**議員** ⑤高丘・船津保育所の



生涯学習の拠点中央公民館

統合について

**町長** 保護者への説明会等を通して本町の財政状況や保育所の運営等についてご理解を得ながら平成二十年度の統合に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**議員** 民間活力対策

財政危機を乗り切るためのみの行財政改革だけでなく、民間力を高めるための行財政改革でもなければなりません。民間活力対策はどうなっているのか、次の点についてお尋ねします。  
①雇用創出につながる企業誘致について

**町長** 雇用創造につきまして

は、地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)を導入して雇用の創造を図っているとところであり、キビ酢のさらなる生産拡大、クロマグロ養殖のリーディング産業としての定着、アイランドテラピーやタラソテラピーの取り組み定着等により、新たな雇用が創出されるよう取り組んでまいります。

**議員** ②団塊世代対策十八年度の成果と十九年度の計画について

**町長** 現在まで、平成十四年度からの五年間で、毎年、二〜三組程度の方々が定住され、その中で、団塊世代の方々は、ここ五年間で約五組程度が定住されています。(I・Uターン者は、約十二世帯、二十五名です)

十九年度の取り組みとしては、まず、空き家バンク登録について進めていきます。また、ふるさと回帰支援事業について、県へ要望を行っておりますので、その採択に向けて取り組むとともに、情報の発信についても行ってまいります。

ます。

**議員** ③瀬戸内町のあまみタラソ健康づくり事業の十九年度計画について

**町長** 今後は、これらに類するツアーを民間主導で開催することが可能か等を含めて、加計呂麻体験ツアーを実施し、民間活力を生かした取り組みに結び付けていきたいと考えているところです。また、タラソ健康づくり事業の目的の一つとして自然環境を活用した健康づくりの場を住民の皆様に提供することも重要な目的の一つでありますので、保健福祉課で行っているヘルスアップ事業とも連携して取り組んでいるところであります。

**議員** 学校教育

学校存続対策について

**教育長** 町教育委員会としての学校存続の支援策は、これまで通り「里親制度・孫戻し・特別認可制度」を継続しております。しかし、「里親制度・孫戻し」については、里親及び孫の引き取り手となるべき

方がどの校区も高齢化しまして、引き受けてくださる事が大変難しい状況にあります。

**稲田 隆一郎 議員**

**議員** 義永町政十二年間の総括について



平成七年六月町長就任以来十二年間町政担当され、これまでの成果と今後の課題についてお伺いします。

①ゴミ焼却施設建設の今後の対応策についてお伺いします。

**町長**

一・大島地区衛生組合で計画が進められている新焼却施設への加盟を基本計画としており参加を希望します。

二・現在の大島地区衛生組合への加盟申し入れ、これが諸事情により難しい場合は、単

年度契約となっている可燃ゴミ受け入れ契約の複数年継続契約をお願いします。

更に、その他の対策としては、ゴミ袋有料化への取り組みや減量化を促進するための分別収集方法の研究・検討、瀬戸内町循環型社会形成推進地域計画書に基づいた構想の実施に向けて取り組んでまいります。

**議員** ②公共下水道事業建設に向けて事業計画の進捗状況と供用開始年度の見直しについてお伺いします。

**町長** 公共下水道事業の進捗状況につきましては、平成十六年度を初年度として下記の通り計画を進めてきております。

- 一・平成十六年度事業概要
- ・事業名 …公共下水道基本計画策定（基本計画編一）
- ・事業費 …千五百万円補助率三分の一
- ・事業内容 …全体基本計画
- ・計画面積 …百ヘクタール、
- 計画処理人口六千三百人
- 二・平成十七年度事業概要
- ・事業名 …公共下水道基本

計画策定（基本計画編二）

- ・事業費 …二千万円補助率三分の一
- ・事業内容 …都市計画区域

- ・認可計画・住民意識調査
- ・認可処理能力 …日当たり三千百立方メートル
- 三・平成十九年度事業概要
- ・事業名 …公共下水道基本計画策定（基本計画編三）
- ・事業費 …六百万円、補助率三分の一
- ・事業内容 …既設焼却場解体に伴うダイオキシン調査

以上が公共下水道事業に係る進捗状況です。なお、実施計画年度は平成二十年度からとなっており、当初の供用開始時期は五年～七年後が国の定めた目処となっています。

**議員** ③国の三位一体改革による地方交付税・公共事業見直しに伴う本町の行財政改革の見直しについてお伺いします。

**町長** 今後更に毎年二～五％程度の削減が予測されることろであります。このことを踏まえ、本町財政構造上、構成比の高い人件費、公債費及び

普通建設事業費の縮減は避けて通れないものであると考えておりまして、「瀬戸内町集中改革プラン」及び「公債費負担適正化計画」に沿って、持続可能な財政運営の確立に向けて、行財政改革を確実に実行していかなければならぬと考えております。

## 福田昌三 議員

**議員** 将来のグランドデザインについて

本町における将来のグランドデザインと後継者指名について



**町長** 奄美群島振興開発計画を基軸として、町のあらゆる計画の基本となる瀬戸内町長期振興計画を策定して、本町将来のグランドデザインを示しているところであります。

また、過疎地域の人口減少、高齢化の進行、公共施設の整備等に対応するため過疎地域自立促進計画を策定して、豊かな町づくりの実現のため取り組んでいるところであります。

また、後継者の方については、これまで策定してきた様々な計画を基にして、町民と瀬戸内町のこれからの思い、新たな一歩を踏み出し、町の可能性の光を輝かせ、これまでに以上に瀬戸内町を発展させていただくよう願うものであります。

**議員** 文化施設について

**町長** 昭和四十一年に建設され四十一年経過し老朽化の進んでいる中央公民館の建て替え計画が「過疎地域自立促進計画（平成十七年度から平成二十一年度）」では、平成二十一年度～平成二十二年度に、また、「辺地総合整備計画（平成十八年度～平成二十二年度）」でも平成二十一～二十二年度に事業が予定されており、その事業計画の中で、文化ホー

ル施設を併設する案等も視野に入れ考えておりますが、いずれの計画も、町の財政好転が必定となっており、今後の景気回復の動向等を踏まえながら、検討して参りたいと考えております。

**議員** 道路交通網の整備について

①網野子トンネルの供用開始時期について

**町長** 供用開始時期でございますが、今年度は、新たな「網野子トンネル（仮称）」の住用側坑口の取付道路にかかる用地買収に着手する予定となっておりますが、これを含めた「明かり部」の用地買収等の進捗状況や長大トンネルでもありますので坑内の地質状況やその工法にも大きく影響されるため、これらを見極めながら整備を進めていく必要があると考えています。このようなことから供用時期については難しいものがありますが、町としましてはバイパス事業が円滑に推進できるよう今後も県と連携をとりながら早期完成を目指し努力して参

りたいと考えております。

**議員** ②伊須く蘇刈線の新設について

**町長** 道路の新設については、補助事業の基準に適合するものの中から、公共性、緊急性の高い重要な幹線道路について採択されます。また新規計画ルートについては、事業採択の前提条件を確認するため次の三点の指標があります。

一・投資効果の有無（費用対効果）

二・環境影響調査（事前に完了しておくこと）

三・円滑な事業執行の環境が整っていること

この三点が、事業採択の最も重要な前提条件となっております。このようなことから新ルートについては、現在のところ採択条件や財政状況等を勘案すれば難しいものがあると考えます。また平成十二年度に県道昇格の要望のなかでトンネル化についても触れておりますので、この事も鑑みながら今後の検討課題とさせていただきます。

## 榮江 靖 議員

**議員** 農・漁業の振興について

一・荒地地対策としての長期にわたるノースキ運動の後を受けて実施された本町基幹農作物のサトウキビ栽培について



**町長** ①栽培面積については、平成十五年から取り組んでおります遊休地開拓は、平成十七年度までに加計呂麻島地区二百十六・五アール、本島地区六百四・五アール、合計八百二十一アールが完了し、平成十八年度は野見山地区の百四十一・六アールが完了、現在、秋徳地区の約百四十アールを開墾実施中であり、サトウキビの栽培面積については、遊休地開拓を開始する以前の十四年度二十・六ヘク

タールに対して十八年度は十三・三ヘクタールと十二・七ヘクタールの面積拡大が推進されております。

②組合組織による栽培の現状について

サトウキビ栽培を組合組織で行っているのは一件あり、嘉鉄農業振興会で三年目になります。

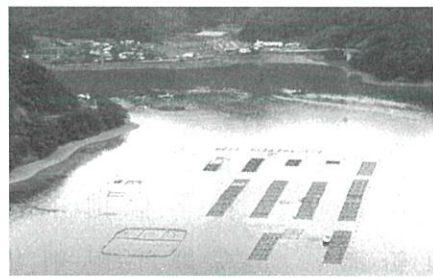
③荒地地の残り面積について 毎年実施されております農業委員会の八・一調査によりますと、平成十四年度に百十七ヘクタールあつた遊休地は、平成十八年度には百八ヘクタールとなっており、四年間で九ヘクタールの遊休地解消が図られております。

④今後の栽培見通しについて 黒糖およびキビ酢の需要が順調に推移していることから、今後ともサトウキビ栽培面積の拡大推進は重要課題と捉え、取り組んでまいります。

**議員** 二・養殖業の現状と将来像について

**町長** クルマエビ、真珠、魚類養殖漁業につきましては、各種において多少の増減はあ

るものの、総体では全体量・金額で年々減少しております。



大島海峡内の養殖場

大島海峡を利用して多くの養殖業者は、地元外の資本力によるものが多く、特に業者は、種苗の入手の不安定、価格の低迷、養殖対象魚の移行性や魚病発生等により、厳しい漁業環境に直面しているのが現状であります。中でも魚類においては、国内外の需要量の増や天然マグロの漁獲規制枠の削減問題等で、カンパチやクロマグロなどの魚類についての養殖需要が高まりつつあり、特に安定的に安価で一定量を供給できる養殖漁業への期待は大きくなりつつあります。安全、安心、安定的を基本として、環境にやさ

**議員** 起債について

自主財源の乏しい本町にあって、起債は町民のニーズに添えていく為にも、必要不可欠と認識しているが、平成十八年度末の町債残高は百四十三億千四百九十七万三千円で町民一人当たりになると約百三十万円である。これは前町政からの累積によるものと理解しているが、このことに対し「返済可能なのか」との指摘がある。多額の町債に対する町長の所見を伺います。

**町長** 現在、平成十八年度を初年度とする「公債費負担適正化計画」が承認され、平成二十四年度を計画の終期として、実質公債費比率の抑制に努めているところであります。計画に沿って、起債額を抑制していくことで、現在十九・七%である実質公債費比率も平成二十四年度においては、十二%を切る予定であり、地方債残高も百五億円程度になる見込みでありますので、

この計画を確実に実施することにより、後年度の財政負担軽減を図らなければならないと考えているところでありませう。

**議員** 教育問題について

① 小学生の二十五%、中学生の七十%は携帯電話を所持しているとのことである。本町小中学生の所持状況と問題点について伺います。

**教育長**

小学生で二・一%、中学生で二十一・七%です。小学校の二・一%すべてが古仁屋小学校であり、中学校の二十一・七%の内十八・六%は古仁屋中学校で占めております。問題点の最たるものは、出会い系サイトの性犯罪に巻き込まれてしまう可能性があるということ。大島地区内でも、出会い系サイトによって家出を繰り返して、不純異性交遊に結びついていった例などがあるようです。また、勉強中の友達を呼び出してみたり、メールでの「言葉の暴力」を浴びせたり、メール交換で返事が遅いことが原因で、いじめに発展していった例もあると聞いております。遊び

や電話料金をめぐって、親子げんかの原因にもなったりしているようです。携帯電話の料金は、月に少なくとも約五千円、多くて一万円程かかるようですから、結構、親の経済的負担にもなっていると考えられます。家族との連絡などで必要である場合以外は、遊び道具にしぼられてきます。以上のような問題点が指摘されている今日、保護者もつと真剣になって、この問題に取り組んでほしいと考えております。

**議員**

② 町内小中学校に於ける老朽校舎の実数と問題点について伺います。

**教育長**

町内の学校全体で七九棟ありまして、その内、築三十年を経過している校舎は五四棟となっております。教室や廊下等の雨漏りや外壁の剥離、電気配線設備等の不具合などの問題が発生しておりますが、その対策については、学校の営繕調査による補修・修理等・予算の範囲内で改善を図っているところです。

**戸籍の窓**



「お誕生・ご結婚・お悔やみ」は4月に届けられた分です。(希望された方のみを掲載しています。)(敬称略)

**お誕生**



| 名前    | 保護者 | 住所  |
|-------|-----|-----|
| 玉利 真那 | 博光  | 阿木名 |
| 仁科 理子 | 誠   | 於 斉 |
| 福井 明慧 | 年信  | 古仁屋 |
| 池田 鉄汰 | 鉄平  | 清水  |
| 要 智春  | 幸一郎 | 阿木名 |
| 徳永 直太 | 薫   | 東京都 |

**ご結婚**



| 名前    | 本籍   |
|-------|------|
| 神田 和幸 | 古仁屋  |
| 山内 美穂 | 鹿児島市 |
| 重田 真二 | 油 井  |
| 平島 有加 | 尼崎市  |
| 山元 真勇 | 古仁屋  |
| 義田 幸子 | 埼玉県  |
| 円山 勝二 | 古仁屋  |
| 竹山 祐子 | 古仁屋  |

**お悔やみ**

**申し上げます**



| 氏名     | 年齢 | 本籍  |
|--------|----|-----|
| 山下 悦子  | 90 | 古仁屋 |
| 上田 キヨ  | 90 | 瀬 相 |
| 押川 温故  | 80 | 古仁屋 |
| 森 剛    | 73 | 請阿室 |
| 永井 タマ子 | 91 | 久 慈 |
| 初山 榮義  | 87 | 渡 連 |
| 吉川 茂文  | 86 | 諸 鈍 |
| 棚治 進   | 49 | 西古見 |

**香典返し(社協へ)**

| 氏名     | 金額         | 住所      |
|--------|------------|---------|
| 牧 七井千代 | 100        | 古仁屋     |
| 山下 悦子  | 90         | 瀬 相     |
| 上田 キヨ  | 90         | 諸 鈍     |
| 押川 温故  | 80         | 古仁屋     |
| 森 剛    | 73         | 請阿室     |
| 永井 タマ子 | 91         | 久 慈     |
| 初山 榮義  | 87         | 渡 連     |
| 吉川 茂文  | 86         | 諸 鈍     |
| 棚治 進   | 49         | 西古見     |
| 依 さとみ  |            | 静 久江    |
| 保 武男   |            | 栄 子     |
| 池田八重子  |            | 金 則     |
| 泰山由美子  |            | 俊 信     |
| 積 照子   |            | 中村廣子    |
| 牧 広    |            | 七井千代    |
| 上田 敏也  |            | キヨ 諸 鈍  |
| 山下 義親  |            | 悦子 瀬 相  |
| 押川美保子  |            | 温 故 瀬久井 |
| 山下 幸子  |            | 登山森彦    |
| 稲留 保久  |            | 玉 江 瀬 武 |
| 徳 久子   |            | 實 雄 諸 鈍 |
| 合計     | 金250,000円也 |         |

**広報紙郵送料**

| (氏名)  | (住所) |
|-------|------|
| 福田 ツヤ | 大阪府  |
| 川節 福勇 | 高槻市  |
| 数原 正文 | 門真市  |
| 蘇 鉄嘉  | 藤枝市  |

**編集後記**

今月から新コーナー「輝け！UIターン」がスタートしました。「UI」＝「友愛」でもあり、UターンやIターンで瀬戸内に移り住み、町民と仲良くのびのびと生活している方を紹介することで、今後、瀬戸内への移住を考えておられる方々への後押しになれば幸いです。

また、外から見た瀬戸内を紹介することにより、町民にとっても、自らのまちを見つめ直し、その良さを再発見するとともに、逆に改めるべき点があれば、外からの意見も取り入れて改善を図り、より良いまちづくりに活かそう……双方向的な情報交流の場になり「まちづくり」にも繋がれば……という少々遠大な思いのもとにスタートしました。

「こんないい人いますよ」と言いたくなるような、活躍中のU・Iターン者をご存じの方、企画課までご連絡下さい。